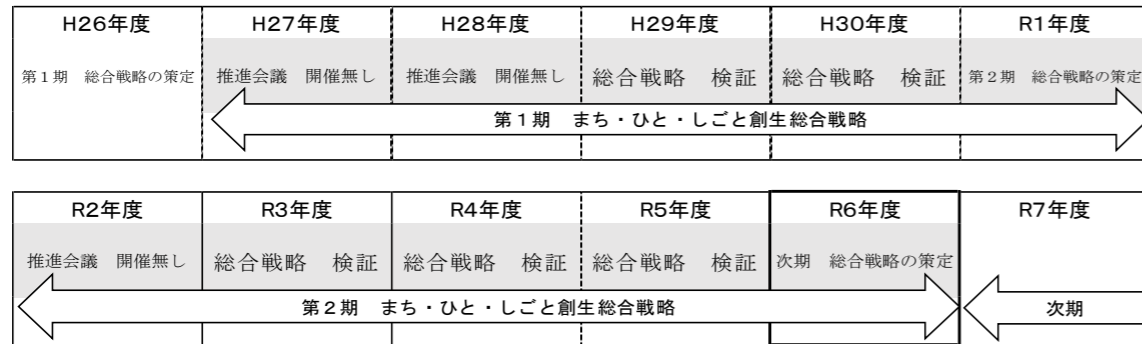


次期総合戦略の策定について

資料 4 - 1

●次期総合戦略の策定について

令和6年度で、第2期総合戦略の計画期間を終えるため、令和6年度に次期総合戦略の策定作業を進める必要があります。



●次期総合戦略の計画期間について

次期総合戦略の計画期間については、第6次総合計画の計画期間終了に合わせ、令和7年度から令和10年度までの4か年の計画期間とする予定です。



●国の総合戦略にあたる「デジタル田園都市国家構想」について（資料4-2 参照）

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現します」という構想です。まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、5か年の新たな総合戦略を策定されました。地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略の策定・改訂に努める必要があります。

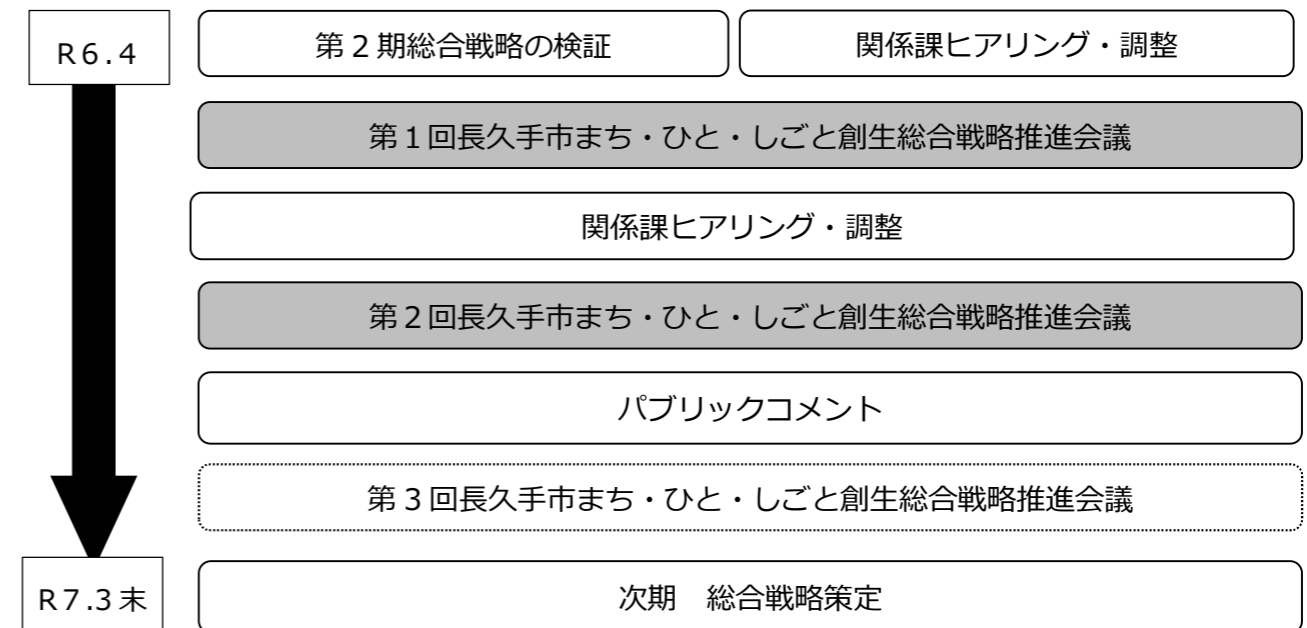
●「デジタル田園都市国家構想」を勘案した総合戦略の策定について

次期総合戦略の策定する際は、下記項目を踏まえて策定に努める必要があります。（地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き 参照）

- ① 施策間連携・地域間連携の重要性について
- ② デジタル関連の外部有識者の参画した総合戦略策定・検証
- ③ デジタル担当部局との連携について
- ④ 総合戦略の名称の変更
- ⑤ これまでの地方創生の取組と今後のデジタルを活用した取組について
- ⑥ 地域ビジョンについて

●次期総合戦略の策定の流れについて

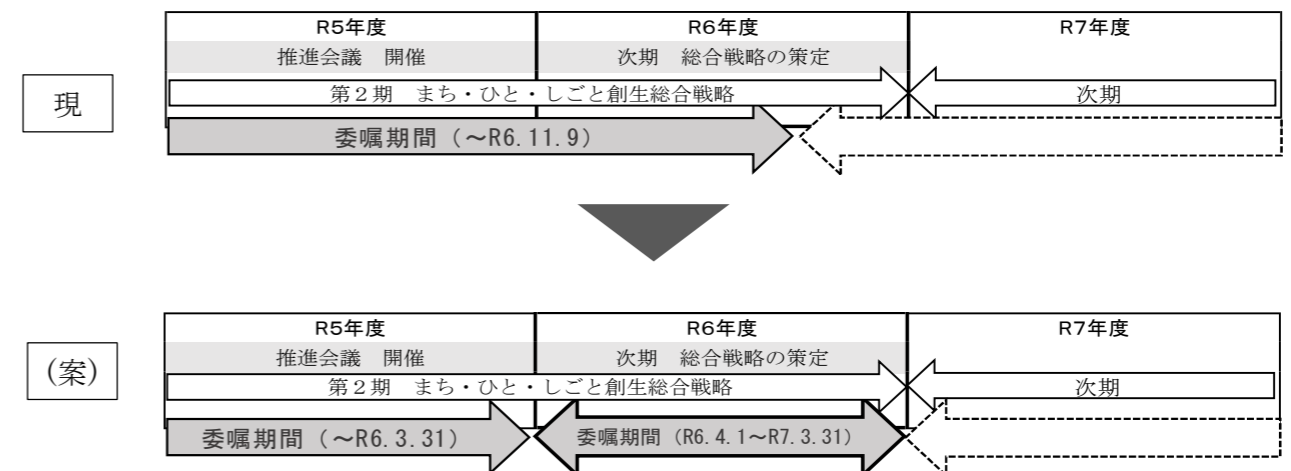
第2期総合戦略の検証、関係課へのヒアリング・調整を行い、予定としては全2回の会議で次期総合戦略の策定を予定しております。ただし、パブリックコメントの結果により、再度会議で審議が必要になった際は、第3回会議を開催させていただきます。



●次期総合戦略の策定に伴う委員委嘱について

現在の委員の委嘱期間は令和6年11月9日までとなっております。

現委嘱期間終了から改めて委嘱となると、計画策定の途中で委員の交代が発生してしまう可能性があります。委嘱期間を2年間として委嘱させていただいたところですが、次期総合戦略の策定については、一貫して審議を進めることが適切であり、現委嘱期間を短縮し、令和6年4月1日より、改めて委員の委嘱を行いたいと考えます。



※令和10年度（次々回）からの総合戦略策定スケジュールを踏まえ、来年度の委嘱期間を1年とする。